

舊典
類纂

皇位繼承篇

卷五卷六

三

76
6266
3



76
6255
3

皇位繼承篇卷五



水五味均平藏

議官 福羽美静

少書記官 横山由清

大書記生 黒川真頼



定策

皇位繼承ノ際ニ當テ群臣ノ之ヲ議スルヤ、或ハ先帝ノ遺詔ヲ執ルアリ、或ハ皇親ノ中ニ擇ブニ属ノ近キ者ヲ以テスルアリ、或ハ年ノ長ゼル者ヲ以テスルアリ、或ハ徳ノ高キ者ヲ以テスルアリ、其他議一ナラズ、次下ニ舉グル所ヲ見テ其概畧ヲ知ルベシ

群臣先帝ノ遺詔ニ從テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事

元明天皇ハ文武天皇ノ遺詔ニ從テ皇位ヲ繼承

皇位繼承篇卷五



連イフ言更無異許勢臣大摩呂佐伯連東人紀臣鹽手三人
 進曰山背大兄王是宜為天皇唯獲我倉摩呂臣更名獨曰臣也
 當時不得便言更思之後啓爰大臣蝦夷知群臣不和而不能
 成事退之先是大臣獨問境部摩理勢臣曰今天皇崩無嗣誰為
 天皇對曰舉山背大兄為天皇是時山背大兄居於斑鳩宮漏聆
 是議即遣三國王櫻井臣和慈古二人密謂大臣蝦夷曰傳聞
 之叔父山背大兄王ノ蝦夷以田村皇子欲為天皇我聞此言
 立思矣居思矣未得其理願分明欲知叔父之意於是大臣得山
 背大兄之告而不能獨對則喚阿倍臣中臣連紀臣河邊臣高向
 臣采女臣大伴連許勢臣等仍曲舉山背大兄之語既而便且謂
 大夫等曰汝大夫等共詣於斑鳩宮當啓山背大兄王曰賤臣何
 之獨輒定嗣位唯舉天皇皇ヲ推古天ノ遺詔以告于群臣群臣並
 言如遺言田村皇子自當嗣位更詎異言是群卿言也特非臣心

但雖有臣私意而惶之不得傳啓乃面日親啓焉爰群大夫等受
 大臣之言共詣于斑鳩宮使三國王櫻井臣以大臣之辭啓於山
 背大兄王時大兄王使傳問群大夫等曰天皇皇ヲ推古天ノ遺詔奈
 之何對曰臣等不知其深唯得大臣語狀稱天皇卧病之日詔田
 村皇子曰非輕輒言來國政是以爾田村皇子慎以言之不可緩
 次詔大兄王曰汝肝稚而勿誼言必宜從群言是乃近侍諸女王
 及采女等悉知之且大王所察於是大兄王且令問之曰是遺詔
 也專誰人聆焉答曰臣等不知其密既而更亦令告群大夫等曰
 愛之叔父蝦夷ヲサスハ勞思非一介之使遣重臣等而教覺是
 大恩也然今群卿所道天皇遺命者小小違我之所聆吾聞天皇
 卧病而馳上之侍于門下時中臣連彌氣自禁省出之曰天皇命
 以喚之則參進向于閣門亦栗隈采女黑女迎於庭中引入大殿
 於是近習者栗下女王為首女孺籟女等八人并數十人侍於天

皇之側、且田村皇子在焉、時天皇沈病不能觀我、乃栗下女王奏
 曰所喚山背大兄王參赴、即天皇起臨之詔曰、朕以寡薄久勞大
 業、今曆運將終、以病不可諱、故汝本為朕之心腹愛寵之情不可
 為比、其國家大基是非朕世自本務之、汝雖肝推慎以言、乃當時
 侍之近習者悉知焉、故我蒙大恩而一則以懼、一則以悲、踊躍歡
 喜、不知所如、仍以為社稷宗廟重事也、我眇少以不賢、何敢當焉、
 當是時、思欲語叔父〇蝦夷及群卿等、然未有可道之時、於今非
 言耳、吾曾將訊叔父之病向京而居豐浦寺、是日天皇遣八口采
 女籟女詔之曰、汝叔父大臣常為汝愁言、百歲之後嗣位非當、汝
 乎故慎以自愛矣、既分明有是事、何疑也、然我豈餐天下唯顯聆
 事耳、則天神地祇共證之、是以冀正欲知天皇之遺勅、亦大臣〇蝦夷
 叔父イ既而泊瀬イ仲王別喚中臣連河邊、臣謂之曰、我等父子竝自

蘇我出之天下、所知是以如高山、侍之願嗣位勿輒言、則令三國
 玉櫻井臣副群臣而遣之、曰欲聞還言、時大臣遣紀臣大伴連謂
 三國王櫻井臣曰、先日言訖更無異矣、然臣敢之輕誰王也、重誰
 王也、於是數日之後山背大兄亦遣櫻井臣告大臣曰、先日之事
 陳聞耳、寧違叔父哉、是日大臣病動、以不能面言於櫻井臣、明日
 大臣喚櫻井臣、即遣阿倍臣中臣連河邊、臣小墾田臣大伴連啓
 山背大兄言、自磯城島宮御宇天皇之世及近世者、群卿皆賢哲
 也、唯今臣不賢而適當之人、時誤居群臣上耳、是以不得定基、然
 是事重也不能傳道、故老臣雖勞面啓之、其唯不誤遺勅者也、非
 臣私意、既而大臣傳阿倍臣中臣連更問境部臣〇境部臣摩理
 欲王スル者ナリト曰、誰王為天皇、對曰、先是大臣親問之日、僕啓既
 訖之、今何更亦傳以告耶、乃大忿而起行之、適是時蘇我氏諸族
 等悉集為嶋大臣〇蝦夷造墓、而次于墓所、爰摩理勢臣壞墓所

之盧退換我田家而不仕時大臣溫之遣身挾君勝牛錦織首赤
猶而誨曰吾知汝言之非以干支之義不得害唯他非汝是我必
忤他從汝若他是汝非我當乖汝從他是以汝遂有不從者我與
汝有瑕則國亦亂然乃後生言之吾二人破國也是後葉之惡名
焉汝慎以勿起逆心然猶不從而遂赴于斑鳩住於泊瀨王宮於
是大臣益怒乃遣群卿請于山背大兄曰頃者摩理勢違臣匿於
泊瀨王宮願得摩理勢欲推其所由爰大兄王答曰摩理勢素聖
皇所好而暫來耳豈違叔父之情耶願勿瑕則謂摩理勢曰汝不
忘先王○聖德太子之恩而來甚愛矣然其因汝一人而天下應亂
亦先王臨沒謂諸子等曰諸惡莫作諸善奉行余承斯言以為永
戒是以雖有私情忍以無怨復我不能違叔父願自今以後勿憚
改意從群而无退是時大夫等且誨摩理勢臣曰不可違大兄王
之命於是摩理勢臣進無所歸乃泣哭更還之居於家十餘日泊

瀨王忽發病薨爰摩理勢臣曰我生之誰恃矣大臣將殺境部臣
○摩理勢而興兵遣之境部臣聞軍至率仲子阿椰出于門坐胡
床而待時軍至乃令來目物部伊區比以絞之父子共死云云
元年春正月丙午大臣及群卿共以天皇之璽印獻於田村皇子
則辭之曰宗廟重事矣寡人不賢何敢當乎群臣伏固請曰大王
○舒明天先朝○推古天皇鍾愛幽顯屬心宜慕皇綜光臨億兆即日
即天皇位

○光仁天皇

稱德天皇紀 神護景雲四年八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春
秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝
臣真備云云等定策禁中立諱○光仁天皇為皇太子左大臣從一
位藤原朝臣永手受遺宣○稱德天皇曰今詔久事平爾有依
天諸臣等議 天白壁王波諸王乃中尔年齒毛長奈又先帝乃功

皇位繼承篇 卷之五

毛在故尔太子止定天奏波奏流麻尔麻宜給止勅止宜天皇

諸王ヨリ太子トナリテ皇位ヲ繼承セシナリテ光仁天皇崩群臣

光仁天皇紀寶龜元年八月癸巳高野天皇皇ヲイフ崩群臣

受遺即日立諱皇光仁天皇為皇太子寶龜元年冬十月巳丑朔即

天皇位於大極殿皇寶龜元年八月天皇稱皇位ヲ繼承スト雖

天皇ト稱ス○按ドモ未天皇ト稱セズ同年十月ニ至テ始テ

ヲ以テ皇太子ト稱スルニ群臣ノ相議シテ定メシ所ハ白壁王

皇太子ニテ在ラシムルニ非ズ唯順白壁皇子ヲシテ久シク

序ヲ踐ムノミ故ニ此ノ條ニ掲グ

野史卷廿光格天皇諱兼仁東山帝曾孫太宰帥典仁親王第

六子也云云明和八年三月十五日生于閑院殿稱祐宮云云安

永八年十一月後桃園帝大漸儲位未定或將有矯命所擁立迄

崩閑白尚寶奉遺詔迎天皇二十五日天皇踐祚以閑白尚寶攝

皇統御譜光格天皇云云安永八年十一月八日云云同夜天

皇○後桃園天御不豫被為及御大切無御繼躰帥宮息祐宮九

為御養子可有踐祚之旨叡慮御治定御養母准后維子御方維○

子ハ盛化門院ニシテ後桃園天皇ノ御養母ト稱ス被仰出勅使鷹司左大臣

后妃ナリ光格天皇ノ御養母ト稱ス被仰出勅使鷹司左大臣

輔平公御参向于閑院殿同日儲君宜下同月廿五日御踐祚

十三朝紀聞卷六光格天皇諱兼仁初師仁東山帝曾孫於先

帝○後桃園天為再從弟東山帝生親王直仁直仁生諱典仁乃

上○光格天之父也云云至是迎繼大統時年九歲以閑白尚寶

為攝政云云初先帝疾病也上皇○後櫻町天以其無子與准后

内前謀欲迎立崇光皇裔邦賴親王幼子貞敬然知閑白尚寶不

肯之未敢發及大漸上皇入視欲屏尚寶而親告迎立貞敬故使

内前出殿綠連呼閑白自亦勅尚寶曰准后呼矣速出面焉尚寶

為人果決有賢才心固不可迎伏見氏即對上皇曰上将登遐臣

皇位繼承 卷之五

夫天下者大器也帝位者鴻業也且民之父母斯則聖賢之職豈下愚之任乎更選賢王宜立矣寡人弗敢當群臣再拜言夫帝位不可以久曠天命不可以讓距今大王留時逆眾不正號位臣等恐百姓望絕也願大王雖勞猶即天皇位雄朝津間稚子宿禰皇子曰奉宗廟社稷重事也寡人篤疾不足以稱猶辭而不聽於是群臣皆固請曰臣伏計之大王奉皇祖宗廟最宜稱雖天下萬民皆以為宜願大王聽之

元年冬十有二月妃忍坂大中姬命苦群臣之憂吟而親執洗手水進于皇子前仍啓之曰大王辭而不即位位空之既經年月群臣百察愁之不知所為願大王從群望強即帝位然皇子不欲聽而肯居不言於是大中姬命惶之不知退而侍之經四五剋當于此時季冬之節風亦烈寒大中姬所捧鏡水溢而腕凝不堪寒以將死皇子願之驚則扶起謂之曰嗣位重事不得輒就是以於今

不從然今群臣之請事理灼然何遂謝耶爰大中姬命仰歡則謂群卿曰皇子將聽群臣之請今當上天皇璽符於是群臣大喜即日捧天皇之璽符再拜上焉皇子曰群卿共為天下請寡人寡人何敢遂辭乃即帝位

○光仁天皇

稱德天皇紀 神護景雲四年八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝臣真備云云等定策禁中立諱○光仁天皇為皇太子左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣○稱德天皇曰今詔久事平爾有依天諸臣等議天白壁王波諸王乃中尔年齒毛長奈又先帝乃功毛在故尔太子止奏波奏流麻尔麻宣給布勅止宣

○後櫻町天皇

野史卷十八 後櫻町天皇諱智子櫻町帝第一女也云云寶曆

十二年七月桃園帝大漸群臣議以英仁親王〇英仁親王ハ後猶幼稚因明正帝故事決迎天皇〇後櫻町天皇時ニ廿三歲以テ群臣ノ御姊ニシテ後桃園天皇ノ御伯母ナリハ挑

群臣皇親ノ中徳ノ高キ者ヲ擇ビ以テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事

允恭天皇 繼體天皇 欽明天皇 推古天皇 光孝天皇

〇允恭天皇

允恭天皇紀條首 雄朝津間稚子宿禰天皇〇允恭天瑞齒別天

皇〇及正天同母弟也天皇自岐嶷至於總角仁惠儉下及壯篤

病容止不便五年〇及正天皇春正月瑞齒別天皇崩爰群卿議

之曰方今大鷦鷯天皇〇仁徳天子雄朝津間稚子宿禰皇子

與大草香皇子然雄朝津間稚子宿禰皇子長之仁孝即選吉日

跪上天皇之壘〇皇親中年長ヲ擇ビ皇位ノ繼承

〇繼體天皇

繼體天皇紀條首 男大迹天皇更名彥好尊 繼體天皇〇應

皇〇五世孫彦主人王子也云云八年〇武烈天皇冬十二月巳

夷小泊瀨天皇〇武烈元無男女可絕繼嗣云云

元年春正月甲子大伴金村大連更籌議曰男大迹王性慈仁孝

順可承天緒冀懇勸進紹隆帝業物部麩鹿火大連許勢男人

大臣等僉曰妙簡枝孫賢者唯男大迹王也丙寅遣臣連等持節

以備法駕奉迎三國〇越前ノ夾衛兵杖肅整容儀警蹕前駈奄

然而至云云甲申天皇行至樟葉宮二月甲午大伴金村大連乃

跪上天子鏡劔壘符再拜男大迹天皇謝曰子民治國重事也寡

人不才不足以稱願廻慮擇賢者寡人不敢當大伴大連伏地固

請男大迹天皇西向讓者三南向讓者再大伴大連等皆曰臣伏

計之大王○已下普通本錯乱アリ子民治國最宜稱臣等為宗廟社稷計不取忽幸籍眾願乞垂聽納男大迹天皇曰大臣大連將相諸臣咸推寡人寡人敢不乖乃受璽符是日即天皇位

神皇正統記中卷 第二十七代第二十世繼體天皇ハ意神五世伊孫なり云々越前此國は海に臨み武烈かたき孫て皇胤たえよ一のば群臣うきへ歎きて國々よんをぐり近き皇胤をせしめありけるよ此天皇王者此大迹ま一と潜龍のいきほひせよよこえ孫ひりりや群臣お後一近へまり一之度まが權儀一孫ひけとて孫ま位よ即たまふ今年己丑此年なり武烈かたき孫ひて後云は天皇のたあ二年位をむす孫ひ一りぞ思ひの外ある津運と見え侍る但一皇胤たえぬべり一時群臣えらびもとえたりと賢名よりりて天統を傳へ孫へり天照を神此所本意なり

これと云えり皇胤よその人ま一海さん時と皇胤たえおをまともいかに望まをな一孫の孫皇胤たえ孫をんまとりてハ賢まを天日嗣よそなをり孫をむる別又天のやまを和なりは天皇をバ意國中皇の祖宗と仰せまあるべきものこの

欽明天皇

欽明天皇紀首條天國排開廣庭天皇○欽明天皇男大迹天皇繼皇天太子也云云天皇愛之常置左右云云四年○宣化天皇冬十月武小廣國押盾天皇○宣化天皇崩皇子天國排開廣庭天皇令群臣曰余幼年淺識未閑政事山田皇后明閑百揆請就而決山田皇后怖謝曰妾蒙恩寵山海誰同萬機之難婦女安預今皇子者敬老慈少禮下賢者日中不食以待士加以幼而顛脫早擅嘉聲性是寬和務存矜宥請諸臣等早令臨登位光臨天下冬

皇位繼承篇 卷之五

十二月庚辰朔甲申天國排開廣庭皇子即天皇位時年若干云

云

○推古天皇

推古天皇紀首 豐御食炊屋姫天皇○推古天皇天國排開廣庭

天皇中女也トコト攝豐日天皇○用明天皇同母妹也フイ幼曰額田部皇女

姿色端麗進止軌制年十八歲立為淳中倉太珠敷天皇○敏達天皇

之皇后三十四歲淳中倉太珠敷天皇崩三十九歲當于泊瀨

部天皇崇峻天皇五年十一月天皇崇峻天皇為大臣馬子宿禰

見殺嗣位既空群臣請淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女

以將令踐祚皇后辭讓之百寮上表勸進至于三乃從之因以奉

天皇璽印冬十二月壬申朔己卯皇后即天皇位於豐浦宮

○光孝天皇

光孝天皇紀首 天皇諱時康仁明天皇第三之皇子也云云天

皇少而聰明好讀經史容止閑雅謙恭和潤慈仁寬曠親愛九族

性多風流尤長人事仁壽太皇太后甚親重之每有遊覽讌會之

事太后必請令為之主矣嘉祥二年渤海國入覲大使王文姬望

見天皇在諸親王中拜起之儀謂所親曰此公子有至貴之相其

登天位必矣後有善相者藤原仲直其弟宗直侍奉藩宮仲直戒

之曰君王骨法當為天子汝勉事君王焉元慶八年二月四日太

上天皇遷御二條院遜皇帝位焉于時天皇在東二條宮親王公

卿奉天子璽綬神鏡寶劍等天皇再三辭讓曾不肯受二品行兵

部卿本康親王起坐跪奏言歷數攸在謳歌是歸昔者漢文三讓

雖高猶當大橫之繇遂應代邸之迎伏願陛下在此樂推幸聽於

群臣矣是夜親王公卿侍宿於行在所五日親王公卿引文武百

官奉迎天皇即日鸞輿入御東宮親王公卿扈從

古事談卷一 陽成院御邪氣大事二御坐之時依不御坐儲君

昭宣公ヲイ基經親王達ノモトヘ行廻ツ、見事体給ニ、他之親王達ハサワギアヒテ或裝束シ或圓坐トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝皇ヲ光孝天ノ御許ニマヅラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ縁破タル疊ニ御坐シテ、本鳥二俣ニ取テ無傾動氣御坐ケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ、御輿ヲ寄タリケレバ鳳輦ニコソノラメトテ葱花ニハ不乘給ケリ、依此事陣定之時、融左大臣有帝位之志云被尋近キ皇胤者融等モ侍ルハト云云、昭宣公云雖為皇胤給姓只人ニテ被仕スル人即位之例如何云云、融卷舌止ル

群臣ト筮ニ從テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事

後鳥羽天皇 土御門天皇

玉海 壽永二年八月廿日壬子天晴此日有立皇事高倉院第

四歲母故正三位修兼日頻有其沙汰、先以高倉院西宮三被四卜筮立以三宮隆卿女之處、官寮共申一吉ト三宮吉ナリ之由、其後女房有夢想事宮子細見先日記又義仲引級坐加賀國之宮子細如上此之問更又有御卜今度以四宮立一加又ト申一吉之由宮〇四ハ即後鳥羽天皇ナリ四宮第二半吉第三不決云云、以ト形遣義仲之處大忿怨申云、先次第之立様甚以不當也、依御歳次第者以加賀宮可立第一也、不然者又如初可被為先兄宮、事體似矯飾、不思食、知故三條宮至孝之條太以遺恨云云、然而一昨日重遣御使僧正俊亮林數遍往還懇申可在御定之由、仍其後一決云云、今日之事依為新儀、左大臣造進次第就彼趣被行云云〇左

源平盛衰記卷廿二 主上〇安徳天ハ外家此惡徒子ひりて、花のみやこをあく西海の波の上よまひをまりまり

孔子ヲ取リタル如クニモ聞ユレド然ラズ天皇ノ思召ノマニ定メンニハ何ゾ孔子ヲ取ルニ及バン

推臣議ヲ建テ群臣コレニ徒ヒシ事

光仁天皇 桓武天皇 光孝天皇 宇多天皇

後白河天皇 後堀河天皇 後嵯峨天皇 光嚴天皇

後光嚴天皇 後圓融天皇 稱光天皇 後花園天皇

○光仁天皇

稱徳天皇紀 神護景雲四年八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝臣真備參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈麻呂參議民部卿從三位藤原朝臣繩麻呂參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣近衛大將從三位藤原朝臣藏下麻呂等定策禁中立諱
○白壁王ニリ皇ヲ為皇太子左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣曰今詔久事平爾有依天諸臣等議天白壁王波諸王乃中尔年齒毛長

勅又先帝乃切毛在故尔太子止定天奏波奏流麻尔麻宣給止勅止宣遣使固守三關云云

水鏡下卷 次此之うど光仁天皇と申す、其智王皇の御子、
施基皇子と申す、身の子おまほ云云神護景雲四年八月四日、
稱徳天皇うせおまほと申す、其位をうけ給ふべき人
をなくく、大臣以下おほく、此子を定免給ひ、おまほ武王
皇の御子小長親王と申す、人れ子小大納言文屋澤三と申
人を位おつけまらん、と申す、人ありき、又白壁王
○光仁天と
く此帝のおまほと申す、其位をうけ給へらん、と申す、人あり
しかども、なる海三をと申す、人れつあく、既おつき給ふ
處きあき、なり、小澤と云ふ、其うつあき、のまおれまほと
あなつちお中給ひ、うば、そのまほ、おホホ、と申す、其
まら、つつけ、おさんと申す、おホホ、うけひき給ひ、うを既

宣命をよむべきふなりと、百川、永年良徳此人の心をひとつふと目をくはせ、ひそく白壁王を太子と定め、由は宣命をつくり、宣命使をうくらひ、大市に宣命使をまき、うして此宣命をとむべき由紙つひし、うた、宣命使庭にお立ち、よむをきく、ふ、太子まのふあるふあり、詔長をまのら、白壁王の法王のなうふ年たけ、詔へり、又先帝の功あり、太子と定免事、とつ、由をまむをせ、この大市を立んとつひつる人、あをま、思ひくと、う、あ、あきか、も、な、く、て、有、し、程、ふ、百、州、や、あ、く、つ、う、ま、を、催、し、し、白、壁、王、を、迎、え、り、し、帝、と、定、免、事、ま、て、ま、は、帝、の、位、を、つ、き、詔、ふ、り、ひ、と、し、よ、百、州、の、ま、の、り、詔、へ、り、し、なり。

愚管鈔卷三 孝謙を今度ハ称徳天皇とや、り、皇、云、云、云、云、位、子、年、少、く、後、年、五、十、三、少、く、先、詔、ひ、り、皇、後、は、位、子、つ、く

べき人なく、やう、ふ、群、臣、計、ら、ひ、る、こ、と、よ、房、前、宇、台、此、子、たち、あ、く、あ、き、つ、る、州、と、て、ぬ、け、出、る、人、と、あ、り、て、天、智、天、皇、の、御、う、ま、ご、あ、く、施、基、の、皇、子、は、御、子、あ、く、王、大、詔、云、
〇白壁王ニ
 即光仁天
 皇、つ、と、く、あ、き、し、り、る、を、位、あ、は、つ、け、な、り、し、り、り、皇、光、仁、天、皇、と、や、ハ、是、なり。

〇桓武天皇

水鏡下卷 寶龜四年正月十四日、ハ、ヤ、コ、バ、山部親王 〇桓武天
 皇ヲイフの
 中務卿とや、く、あ、き、せ、し、皇、子、お、立、詔、ふ、事、ひ、と、し、よ、百、州、の、ち、う、ら、な、り、云、云、大、臣、以、下、御、門、
〇光仁天
 皇ヲイフ
 儲、の、君、ハ、あ、き、し、し、も、あ、き、せ、し、し、と、あ、る、づ、き、り、た、ら、ず、す、こ、や、ら、ふ、と、て、ま、り、詔、へ、し、と、や、く、う、た、し、と、誰、を、お、立、べ、き、し、の、詔、え、せ、し、う、た、る、州、ま、く、し、と、く、一、雨、子、山、部、親、王、を、た、く、し、り、詔、ふ、べ、し、と、や、き、し、り、仰、せ、ら、る、や、う、山、部、ハ、ま、れ、の、親、王

く中あつりた云云天應元年四月三日みこと位を奉る
小讓りまゝに終ひてち上天皇と申す

○光孝天皇

愚管抄卷三 相傳和元十八年保元二十六年あつて又太子の
陽成院の九條の御年小讓位ありて廿九年に御出家
ありて三十一あつて先臨みたりは陽成院九年に位あつて
二十八年まゝの御年若の武烈天皇の如く石斜儀ありて
あつてあつてればをぢあつて昭宣公基經ハ孫政ありて
治卿群議ありて是の以て國王とて國をも治あつて
ます處きとてなれあつてあつてせんといふやうに
室ありりるふ仁明の御子河原親王とて式部卿の御年あつ
あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
是の光孝天皇と申す

扶桑略記卷廿二 小松天皇云云元慶八年甲辰二月四日王

卿群臣諸司百寮捧天子璽鏡劔等授一品式部卿親王東二條
宮金吾亞將兵仗諸衛圍宮警固今宵宿侍天皇再三固辭讓於
兵部卿親王本康然大相國○基經等頻請不許仍五日文武百
官警蹕前駢奉迎新帝○光孝天宣命使中納言在原朝臣行平
阿保親王男也即御鸞輿入移東宮遣從五位上守左近衛少將藤原朝
臣高藤等運内裡所留鈴印匙鑰等置東宮南門内西掖六日僧
都已下率威從僧等奉參東宮慶賀天皇也○以內藏寮綿絹賜之

○宇多天皇

愚管抄卷三 光孝天皇云云二十八年あつて失せせ終りけり
相傳御子あつて宇多天皇と申す實平法皇○宇多天皇ハ
リ下文寛平トハ廿一あつて位あつてあつてあつてあつて
ミアルモ亦同ハ廿一あつて位あつてあつてあつてあつて
は小松のみことと申す重くあつてあつてあつてあつてあつて

けり、守貞親王とぞ、少元よりも、高倉院身三の御子なり云云
 このこと〇承久ノノゾミキテ一院皇〇後鳥羽天の御ぞうハ皆
 さまぐよさまらへ臨ひぬを、おのづからひさまきなど、御臨
 へるも世おきし、はななき、さりぬべき君もあそし、ま
 さぬおより、はづま〇鎌倉ヲサシテイヘリ、時ニよりのおき
 あく、〇守貞親の御子皇〇後堀河天の御よなりたま
 へを、承久三年七月九日おまの御位につけまの、父の御位を
 ちよとて皇おたり、まうて法皇とす申

五代帝王物語 神代より代々の君の目出さき御事どもハ、
 國史世継家々の記お委く思え、後鳥羽院の御代まう
 ハ、うとたなくみえ侍め、承久此よりどもハ人威存知候こと
 なるうへ、委ハひしく知侍らず、後堀河院の御時のよ、又未生
 ぬぬ世のよなり、れをいよ、僻多侍ら免と、守及よまごひて

お後、御付をぐり云承久兵乱の後、世も漸溢り、後堀
 河院白河院御母ハ、位お即せ臨びまお定と、関東とまをせのりり
 中、りま、後高倉の法皇ハ、お一持佛堂お渡ら給ひら
 可後世の條となり、あつとかなふまど、花と御有ら御
 北白河院のいふか、るるをも、お思念さるぞ、まこれ御為日
 身め、たのべし、お細あるまどと申す、めあらせし、お領
 掌ありり、里、後堀河院ハ、十樂院の御大僧正仁慶和殿御子
 小御、この御者有ら御、迎、あらせし、承久三年七月九日
 踐祚あり、同日十一月一日即位、四年甲午、孫王の位お即
 臨り、光仁天皇より、後絶え久しくなま、り、聖運のま
 らせ給り、このを、赤御色、ま、法皇ハ、お上り、皇の御号あり
 と世を、まらしめ、す、お御威、ま、お召仕人、ま、お世、り
 可ひ、ま、御福の、御代、ひらく

懷成親王ハ新院ノ御エヅリヲウケサセ
給ヒケレ共御即位ノ式モ調ノハズ程ナク此乱○承久ヲイフア
リシカバ三院トモニ遠嶋ニウツサレサセ給ヘバ関東ヨリ
計ヒ申テ僅カニ九十餘日ニシテ御位ヲオロシ奉リ九條ノ
廢帝ト申テ王代ノ數ノ外ニゾオハシマス後鳥羽上皇ノ御
兄守貞親王ハ後白河院ノ御心ニ叶ハセ給ハズトテ帝位ニ
モ即奉ラズ持明院ノ宮ト号シテ打コメラレテオハシケル
ヲ義時計ヒ申テ御位ニツケ奉ラントアリシカドモ入道親
王ノ御事ナリ御子茂仁親王ヲ帝位ニ仰キ奉ルベシトテ今
年十歳ニ成リ給フヲ取立マキラセ御父ノ守貞ニ太上天皇
ノ尊号ヲ奉リ承久三年七月九日新帝茂仁踐祚アリ後堀河
院ト申スハ此君ノ御事ナリ攝政道家公ハ鎌倉ノ將軍頼經
ノ御父ナレドモ順徳院ノ舅ナルニ依テ官職ヲ改補シテ近

衛家實公ヲモツテ攝政ニゾ補セラレケル何事モミナ右京
大夫義時ガ心ニマカセ鎌倉ヨリ計ヒ奉ル武藏守泰時相模
守時房ヲ京都ノ守護トシテ六波羅ニゾ居置タル云云

○後嵯峨天皇

百練鈔 後嵯峨院仁諱邦云云土御門院皇子云云仁治三年正
月廿日踐祚御年廿三今月九日以後空位十二箇日被待関東飛脚
使者北條泰時ノ之間也當日於承明門院御元服云云諸卿群參
大行皇帝○四條天皇ノ未蓋号御在所閑院率三種寶物被參
新帝皇○後嵯峨天御所歩行聊雖降雨不及衣濕仍晴儀也云云
平戸記 仁治三年正月十九日関東使二人○後中記増鏡等
人ト差進十四日出國六箇日京着云云自勢多先進使者云云
或説先遣使者於前内府許○通親云云入夜使者兩人參一條
殿被召御前云云其後向相國禪門許即面謁云云兩所共以不

思召入りたる故と然く大橋執柄へも中へ譲らざりしを、嘉永永度
 靈寶此帰し座をまゝに踐祚あるべきや否、後白河院月輪
 此處下時子訪仰られし時、此處より踐祚三種寶物
 を名取より、踐祚皇所仰不有異儀之旨計中せられた
 又進徳院此駕時、つぎの皇子をもとく帝位おの宣申せざる
 べきやのよし、この院法性も後白河院の時、この院中より
 由再三此辭迄あり、多小平交おのりて、責申さされし、其時
 之の御計となむ、根を計承べき旨仰らるし、其時
 力なく四宮後白河院御座の上と御返りあり、就して後白河
 院踐祚あり、其時御退し、嘉永の御座白河院月輪殿
 小初回の時、御辭退あり、久壽の御座も老の賢才あり、
 適所なきふより、存存をせざる、此處は教養同辭あり、
 今公更の計中、いざなき中、切らざる、今つぎ此の宣を

もて御位お備せべき哉のよし、御案をまゝに、
 此處武家活儀あり、已先賢所存かくのごとく、誰人の
 是れお向ふべきや、この院中、この院中、この院中、
 御座の御座あり、御位おのつぎ、此處、日次形ども、
 自然、小延引し、つぎ、御位おのつぎ、此處、日次形ども、
 太平記卷三十二 後光嚴院御即位事、今度吉野殿後村上
 フト將軍尊氏ト御合體ノ議破レテ合戦ニ及シ、刻持明院
 ノ本院光嚴天新院光明天主上崇光天春宮直仁親
 梶井二品親王マデ皆南方ノ敵ニ囚レサセ給ヒテ、或ハ賀名
 生ノ奥或ハ金剛山ノ麓ニ御座アレバ、都ニハ御在位ノ君モ
 オハシマザス、山門ニハ時ノ貫首モ渡ラセ給ハス、此平城ト
 比叡山ト同時ニ始マリ、已ニ六百餘歳一日モイマダ懸ル事

免を差うつとを覺え候免をさすも形をさうなり
 こちししこみは可此御心でさすも此めくとりま
 う明ひく、御遊を待りどふ、十二日此夕方どふ御遊
 此手のものども四千人集りぬ、やぐり歩御心こ
 みく内々若王子へ渡出なりぬ云云四千人御遊多あり、
 さく室所履より関心二條〇持基成心す事此子
 御を仙洞皇ヲイフへ中々さすもほどり同十七日仙
 洞へ中々さり云云さるほどり内裏〇称光天ハ廿日崩
 御なりぬ謚号称踐祚此子ハハひ〇定まりと定まり
 此中ハ御縁なきに三條有御府公光此亭を造り
 免されし新内裏なりなき、御不修理せられし
 履を造り造り添へらるるぞ中々、同廿九日新
 内裏へ御所なり、院の御程子の像あり、跡祚あり、

とうらつ舊觀ふはらさず、御遊十名おのらせまします
 免がたさ世の御縁なきに天下の口遊少く御作

免しよとあむやをどめあらん云

同書卷二ろちご 北條のいとあむまへとむぬふる宮おえ

しきり、守貞親王とどきこ返ける、尊倉の院第三の

師あり云 つひに師づしをさへあろし後ひと此世

の師のどみいたちををぬるあちし物し後ひと云

あぐまらりのおきこめ云 北條義時ノ策かの入道貞親

王ヲ此師子 後堀河天皇ナリ 十のなり後ふを、承久三年

七月九日おをの位につけたをまつる云 貞永元年

りぬ云 十月云 おあぐ四ありあき場の入、師あやみ

おもたよまきあり、どこの二月后の宮の師をさす一

ここ 即秀仁親王ニテ いざき後へりしのが、やぐを太

たぐせたまへりしどか云 うん 後堀河天ハありさせ

後ひてその七日やぐをそんごうハ 太上天皇あり云 む月

の五日 月五日ナリ 正より内の人 皇ヲイフ例あらぬ

まゝ、七日の帝會よ師帳あつうせ後をねば、いとさ

ぐしとあへるいとあさすしともいふをうりあり云 さ

しよやのまゝあぐまへぞつげやりおる、將軍 藤原頼ハ

大敵の師子いまハ大納言殿とゆゆ、後うしろみの承久

ありたりし泰時執臣あり、時房と一所まゝわすいさ

あをりあどしと心とけたやどありはるま、京よりのを

り馬とらんバ、何事あむむと驚きあつう使めしよせ

きくよいとあさすし、さりとくあむべきなむねバ、

よりやぐを師事ぞめ、若宮の社あつうをぞ取ゆる

そ不ど都あはうのびたる事ども心のひきくしひしう

皇位繼承篇 卷之六

皇位繼承篇 卷之六

後院 皇ヲイフ 順徳天の宮たちもやあど閑返せば、備昭門院も

院心ときめきし、内々その院用意あどし、後六承昭の
 院〇後嵯峨天皇の御母ナリ、やあどさあぐ、院初し、後六承昭の
 の使〇鎌倉ヨリノ使者ヲ入す、一歩正ける日ハ、西女院
 より白川の人を立、何方へう来るに見せらむけるぞ
 あり、みげの今見ゆべき事あれど、物のあはれを
 きひさおがゆるりぞぞか、云日ごとし、またまて城介
 義兼とのふ若、三條河原よりちのど、承昭門院おを、まを
 する院ハ、いづくぞと、わの院よりたをらむる者侍のいと
 あやしげあり、いとひきまが、聞くす、ちうつともおが
 えど、まのどと、まのど、土御門院へまあり、たまど、云義
 兼ハきり戸の脇あか、こまうてぞ侍りける、阿波院〇土御
門天皇
 フイ、院中の人、上下夢の
 こち、おぼどあたり、まどひ、仁治三年西月十九

日影あまあり、云その夜や、冷泉万里小路へ、うの
 世後ひ、院殿より、毎重あど、渡さる、踐祚の儀式いと
 めづら、〇後嵯峨天皇云踐祚ヲイフ云、かゝて寛元四年ありぬ
 西月廿八日春宮〇久仁親王ニテ即、後深草天皇あり、院中より、やせ
 ふ、あのみ、いとも、又、西も、あせ、後、云正元元年、云八
 月廿八日春宮〇恒仁親王ニテ即、龜山天皇ナリ、十一、ま、院元服し、院中
 々みる、恒仁と、世の、や、の、め、き、開、ゆる、り、あ
 せ、院門皇〇後深草天皇ヲイフ、あ、ま、あ、ろ、お、さ、ま、ま、云
 か、く、く、十一月廿六日あり、る、ま、せ、院、〇後深草天皇ノ御
位ヲ龜山天皇ニ讓
ナリ
 同書卷五ハ聖の正元元年十一月廿六日讓位の儀式、
 の、め、く、十二月廿八日御即位、よろづめ、た、く、ある、ま、ま、か、ぎ
 り、ま、ま、年、も、か、へ、り、ぬ

同書同卷

○文永九年院の内かひ

去めりそののみとく物思ひあきあへり

○院ハ後嵯峨天皇

人々コレヲ愁歎スルナリ

十七日龜山殿へ法皇あり

○後嵯峨天皇

女院ハ例の御車もたてまつる

○龜山天皇

十一日行幸あり

○龜山天皇

中一日法皇御病重キ

院中ノ御居所ナリ

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

○龜山天皇

後深草天皇

皇位繼承篇 卷之六

同書同卷

○三

させしぐバ御返事わうじ申さむむらんと、兩御方の人々心
 ぐるしくお存侍きとアリカクテハ皇位繼承ノコト無倉
 ノ計ニ任セテ、後深草天皇龜山天皇ノ皇胤、イヅレニモ定メ
 テ立ラレベキ由ナレド御母大宮院ノ決斷ニテ龜山天皇ノ
 御流ト定ラレタル歟、因長講堂領、又播磨北國尾張の國、熱
 田社のあたを、所愛ありたる。○後深草天皇ノ御遺言ニ
 皇位ヲ繼承スルコトナクシテ、右ノ莊園、のりむの年ありし
 ヲ所領ニシテアルベシトノ御所分ナリ。のりむの年ありし
 新院皇ヲイフ。六條宮に譲らせ給ひし次、所為面のやう
 を、故院へ尋ねやうせたりし。○後深草天皇ノ御弟ノ
 皇ニ問フナリ。我とひとしうろ、履き所事あるまば、新院
 を、ぞらへらるべし。とやうききける。天皇ヲ御父同様ニセヨト
 ナひとつ腹の所おはらうみまもる。かおそしすま、うろこと
 たりある履き世を、思ひのおもひと、あふ人多うたべし。い
 でや位よおそしすまもつき、さしあつりの所まつりごと
 あどいあとりまあり、新院もも善言おそしすませば、行末乃

一ふしを、あどいはねど、りひしうろ、あきまバ、のりむ院方
 内方と人仕心く、お引見のま、やうゆ、うまつけりも、い
 ききり、人おそしすま、まさぬ海、いみどき、まはらどあ
 りける、朝に御穿りし、田村の將軍より傳り、集りけ
 る所、さうしあどを、あ、の所、さ、ま、あ、の、あ、は、ま、ら、る
 むや。○後深草天皇ノ御遺言、かくまの、後、や、が、く、内、裏、へ、
 皇ヲ奉らせ給ひあし、つを、そ、ま、あ、ど、ま、ど、女、院、に、恨、め、し、
 事、の、院、も、思、ひ、閑、え、さ、せ、給、ひ、ら、る。○御母女院ノ御ハカ
 思シメ、さ、て、し、ま、や、の、あ、ま、を、北、由、を、開、北、東、へ、ど、
 以、遣、し、ら、る。○何事モ皆無倉へ
 同書卷六くら。文永十一年四月廿六日春宮。○世仁親王
 多天皇。お位譲り申させたまふ。○龜山天皇ノ後、宇多天
 日夜、ま、が、内、侍、所、毎、雲、引、具、し、し、押、中、踏、破、へ、行、幸、あ、り、

りとも、新院皇ヲイフ龜山天〇も奏し、あるさあれたあどめ申す、
 東北所方北若宮〇無仁親王ニテ皇坊子立存りぬ、十月
 五日御會行をぬくいとめでたし、かゝる世にこそ一歩心
 ぐさ免と、此際いひひそそむの世にこそ一歩心と
 あらねばおぼしき事なりぬ、是ぞあらべき事とあはれ
 世人もそのいひの如く、一歩心〇後宇多天皇よりいひの事二をのり
 此後此世の事あり、儲の君臨年まさむため、遠き昔を
 さくおきぬ、正徳ハ三條院、一條院、高倉院あどやおそま
 し、若ん高倉院の所末を今もかく、兼えさせあはれ、ませば
 かゝこそ候あり、吉野天皇と天武天皇との間、法腹
 能事をもつらあり、その所末をいひ、いひあはれ、世を志
 ろしめ、たぬ、あどさし思ひや出けん、所ニあづき
 て位もいおそし、まさぬんと思ひなり、云何とあく、道行不

移り弘安十年のなりぬ、此みよのど〇後宇多天皇位小つき給
 ひく十三年をうりよあまゆらん、本院〇後深草天皇待遠お
 がさるらんと、いとわしく推量り存つるよや、例の東より
 奏する事あり、新院〇龜山天皇北所方さむよハ、心細う
 聞し、る、あやむ、云よろづあのだお不さる、後
 せど、その年の十月ありぬきせり、〇後宇多天皇位ヲ伏
 云い、あ人形くうりひぬの世をまげ、新院ハおそ
 くるべし、春宮〇伏見天皇位、即き給ひぬ、天下本院
 おわしうりぬ、喜中あ、おそく人の心ごと、あくる
 際もど顯せける云
 同書卷七第十ありぬの帝をば今ハ新院〇後宇多天皇
 少也れバ、太上天皇三人〇後深草天皇龜山天皇世におそま
 是頃あり、ゆづらしく侍りよや、云正徳も三年ありぬ

ひの長うげまさとりめを能く名乗廻りてし〜我ひせ
 きけむが、誰ううありあど〜ひ〜ゆ〜かく移り二條
 系極の毎屋備後守とや、五千餘騎も〜馳来〜時を
 つくるま、合志の聲自らつゝのまをえけむが心やきく〜内子
 系、所敵どりの格を引うあ〜乱れ入るま、ああ〜
 と思ひ〜おのあ〜の所志とあの上まで、淡原自害〜
 ぬ、太郎ありりるを能く、南殿の所帳中〜自害〜
 ぬ、弟の八郎とひひ〜十九もありり、大床を能く、
 ぬ〜寄る者能く足なき〜、志を能く、う〜あ
 た〜搦めんとせむ、かあ〜自害するとも、賜を皆
 くりぬ〜手あど持りり、空〜あ〜う〜つ〜も、
 へかきつ〜け〜あ〜りり云云世の中ゆ〜り、
 言の葉もあ〜、此事次第も、
 〇三條軍お中將実守石捕らむ云云中院皇〇龜山天皇

あ、三條軍お中將実守石捕らむ云云中院皇〇龜山天皇
 志ろ〜め〜たるあどりあ開えありて、心〜
 小ひひありう〜あ〜、中宮の所せうと推大夫公
 衡、一院皇〇後深草天皇の御前も、此事ハ猶禪林寺殿〇龜山天皇
 皇〇乃清心合せたる影々、後深草院の所、
 へ、東よりあ〜當代を〜
 〇後深草天皇ノ御處分ヲ
 違へテ、鎌倉ヨリノ計ヲヒ
 山天皇を、
 〇後深草天皇ノ御處分ヲ
 違へテ、鎌倉ヨリノ計ヲヒ

わげあもあぶらん事あるをいそぐけきと海をくく
 心を弱くおそくまたあると見たり 臨ひく、皇内皇天
 より仰ふと敬しき事ども関由せ、中法院皇天
 も勅院皇天多皇天 おおろ驚く、いとあはたしきやう
 子ありぬむ、わのハせんみき、あろしめさぬよ、
 たる消息あると東〇鎌倉フイフ、鎌倉ノ執権ハ北條貞時
 一向ニ知ラヌヨシノ御書ヲ貞時ニ遣ハスナリ、北條氏ノ威
 権此ノ如ク、因テ皇位ノ繼承モ北條氏ノ意ニ從テ定ルコト
 見レハ、遠くおそく後を事あづまりける云、〇秘あくあけ
 く、永仁も六年子ありぬ、七月廿二日、春宮〇胤仁親王
 見天皇、お位讓りてあり、臨ひぬ、〇伏見天皇讓云、〇堀川の
 具守のおとこの女、臨後子、さき法親院〇後宇多天、北若
 宮〇邦治親王ニテ生せ臨へり、六月廿七日、御元服し、
 八月十一日、春宮子立臨ひぬ、御諱邦治と、御由云、〇正安二

年、西月三日、御門〇後伏見天皇、御元服し、臨ひ、今年十云、
 あり、世孫へ、御行末あるある極なり、又、此年〇正安三
 のむ月の頃、内侍所、此法親連のあり、臨人多へ、いつある登
 き事ありある、思ひてさく、ゆく程を、あは、東よりの法使
 此りると、世の中、賢ぎく、藤林寺殿〇龜山天皇ノ御方
 年、正月廿一日、春宮〇邦治親王、見奉り、臨ひ、世とや、西月廿一日、〇正
 日、伏見天皇、十四日、太上天皇の尊歸あり、いとさきびを、お
 たり、しき、御子あるべし、日、つ、お三とせ、あ、あり、さ、世孫へ
 き、何事、此を、も、あ、〇持明院殿、御方々、〇後深草天皇ノ、
 ハ、世の中、さ、す、く、お、お、さ、れ、く、伏見殿、お、親、り、あ、さ、く、ま
 ま、べ、く、此、ま、ま、へ、世、と、二、の、御、子、〇伏見天皇ノ、第二子、富仁、坊
 小、定、まり、臨、へ、バ、又、め、で、た、く、ま、あ、づ、く、う、あ、を、ま、ま、ま、べ、

同書卷八あま 德治三年 云 八月のちふめりつたより内

能う人 皇ヲイフ 例あつたはあをくちとく 云 廿五日

子の時をのりもをさき他孫ぬ 云 春宮 〇富仁親王ニテ

親所殿へ行啓ありし 紐重後さる、八月廿六日 踐祚あり

云 持明院殿あはりつしうめたき事ども 〇尊治親

る、大覺寺殿 〇後宇多天皇ノあハ 云 脚のさハ 王ヲイフ

事事を在へ能くまひきをしたるお遠ありし、九月十

九月立太子能節會ありし、坊も孫ひぬ

同書同卷 山 文保二年二月廿六日ありあさ他孫ぬ、〇花

皇位ヲ皇太子尊治 春宮既も云とあみた他孫人バ、持遠を

親王ニ傳フルナリ 云 法皇 〇後宇多天皇ヲイ

りつるあめたなく、あがさつた 云 法皇 〇後宇多天皇ヲイ

院中ニ決ス、後醍醐天 云 法皇 〇後宇多天皇ヲイ

皇親スルコト能ハズ 云 法皇 〇後宇多天皇ヲイ

あをくちのみありしと心入孫へるあはりしとく 〇承久ノ大乱ア

の夏の頃宣房能大納言東へをささる、師門皇 〇後醍醐天

天の下能事讓りし、さむの師消息ありし、大いひい

あさま 〇承久ノ大乱ア

又師門能孫心ひいし、やま 〇承久ノ大乱ア

さきどきのふけあま 〇承久ノ大乱ア

あさか 〇承久ノ大乱ア

軍ニ克チ、後鳥羽 〇承久ノ大乱ア

位ニ継承ノ事ハ北 〇承久ノ大乱ア

天ニ後深草天皇、 〇承久ノ大乱ア

後二條天皇、花園 〇承久ノ大乱ア

ヨリテ定マシ、慣 〇承久ノ大乱ア

決スルニ頼シ、因 〇承久ノ大乱ア

ト欲ス、而シテ徑 〇承久ノ大乱ア

時ニ鑑倉ノ執權ハ 〇承久ノ大乱ア

機ニ後醍醐天皇始 〇承久ノ大乱ア

況ヤ皇位ノ繼承ニ 〇承久ノ大乱ア

皇位繼承篇 卷之六

御島宮癸未至吉野而居之是時聚諸舍人謂之曰我今入道脩
行故隨欲脩道者留之若仕欲成名者還仕於司然無退者更聚
舍人而詔如前是以舍人等半留半退十二月天命閑別天皇崩

○天武天皇壬申ノ年ヲ以テ弘文天皇ト戰ヒ、遂ニ之ニ克ツ
事ハ省キテ載セズ、天皇ノ御遷俗ノ事ハ次下ニ引ク所ノ愚
管抄ニ
詳ナリ

天武天皇紀下 二年春正月癸巳置酒宴群臣二月丁巳朔癸
未天皇命有司設壇場即帝位於飛鳥淨御原宮

愚管抄卷三 天智十年たつち孫云 云 相又天智の時
系股トヤツク、齋明天皇もそおそく中より天武天

皇を東宮とす、少位をひきまつりつゝ孫み成りりる
を天智孫少子大友皇子とす、おそく、少位をひきまつり

政大臣あり、おそく、少位をひきまつり、位を解し孫ひと出
ざりりるや天武御らんどけん、位を解し孫ひと出

家あり、吉野山を親り居させ孫ひと出、天智大に欲き
がら、漏洩せり、天智大友皇子い、さを起し、吉野山と
改名し、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
思ひけん、かゝる事出来し、曲を思や、吉野山へ去
らせり、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
ハ、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
久、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
勢、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
出、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
天武天皇の時孫の如く、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
右大臣大友皇子孫少子あり、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の
り、おそく、天智大友の如く、やがて天武天皇の時孫の

十五年 ありあり云

落飾シテ後再々皇位ヲ繼承セシ事

○孝謙天皇

淳仁天皇紀 天平寶字八年九月甲寅云 是日討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等凱旋獻捷詔曰逆仁穢奴仲末呂伊詐奸流心乎以天兵乎發朝廷乎傾動之武止鈴印乎奪復皇位乎掠天先仁捨岐良比賜之道祖我兄鹽燒乎皇位仁定止云官印乎押天天下乃諸國仁書乎散天告知未復云久今乃勅乎承用與先仁詐天勅止稱天在事乎承用止流已不得止云天承用人乃心乎惑亂三關仁使乎遣天竊仁關乎開一二乃國仁軍丁乎乞兵發之此乎見流仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴然先仁之我奏之事方每事仁奸美諂天在家此乎念方唯已獨未朝廷乃勢力乎得天賞罰事乎一仁已可欲仁行止念天兄豐成朝臣

乎詐天讒治奏賜仁流依天位乎退比天末是乃年乃年已呂在都然今方明仁仲末呂可詐仁在家利知天本乃大臣乃位仁仕奉之流事乎諸聞食止宜復勅久惡久奸岐奴乃政乃柄乎執天奏未不事乎以天諸氏氏人等進都方可方須已理乃如毛不在都利是以天令與後方仕奉武相未仁進用賜武然之我奏久之此禪師乃晝夜朝廷乎護仕奉乎見流先祖乃大臣止之仕奉之位名乎繼止念天在人奈利云天退賜止奏之可此禪師乃行乎見爾至天淨久佛乃御法乎繼隆止武念行之未朕乎導護之未已師乎夜須天退武未都良念天在都然朕方髮乎曾利天佛乃御袈裟乎服天在毛止國家乃政乎不行已止不得佛毛經仁勅久國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與勅天在此仁念方出家毛政乎行仁豈障物仁不在故是以天帝乃出家伊未須世方出家之大臣毛在倍之念天樂未位方阿良禰毛此道鏡禪師乎

大臣禪師止位方授未都事乎諸聞食止宣復久天下乃人誰
曾君乃臣仁不在安良心淨久之仕奉武此之實能朕臣仁在武
夫人止之己我先祖乃名乎興繼比呂止武不念阿流不在是以
天明久淨岐心以天仕奉方氏氏門方絕多未治賜止勅御命乎
諸聞食止勅又宜仕奉狀雨隨天冠位阿氣賜治賜止久宣

皇位繼承非例

神器無クシテ皇位ヲ繼承セシ事

神器ハ天照大御神始テ皇孫瓊瓊杵尊ニ賜フ所
ノ者ナリ、而シテ奕世天皇コレヲ相承シ以テ護
身ノ器ト為ス○護身ノ器ト為スコ故ニ踐祚ノ
日群臣必コレヲ天皇ニ獻ジ、以テ萬世ヲ祝スル
モ亦上古以來不易ノ典ナリ、天皇神器ヲ受ケズ
シテ踐祚スルハ恒典ニアラズ

後鳥羽天皇 光嚴天皇 光明天皇 崇光天皇

後光嚴天皇 後圓融天皇 後小松天皇

○後鳥羽天皇

玉海 壽永二年八月六日戊云 此日參院以定能卿申入、以
頭辨兼光被仰下云、立王事所思食煩也、先可奉待主上○安徳
フ還御哉、將又且雖無劔璽可奉立新主哉之由、被行御卜之處
官寮共申可被奉待主上之由、而於此事依有思食重被問官寮
各數人官二人申狀彼是不同、但吉凶半分也、此上事何様可有
沙汰哉、可計申矣、申云○官寮ノ先次第沙汰頗以依運歟、先有
議定人意不一、決偏可訪占卜之由、議奏之時可有御卜也、而遮
以被行御卜、今又被乖彼趣之條、太以無其謂卜吉不再三云
而及度々之條、又以不可然、而於今者偏可被用卜吉、重隨良將
吉神慮之趣、可有斟酌歟、但愚按之所、及立王之事、懈怠愚心所

願思也其故先京華狼藉于今不止是人主不御座之令然也一
 次須被□□之處平武平家ノ一等奉具主上及三神寶主
 有已赴海西中不立征伐於議有妨是次我朝之習不得劍璽踐祚
 曾無例而繼體天皇為臣下被迎之時如國史文之踐祚甲申天
 皇移樟葉宮辛卯得璽符鏡劍即位云雖無踐祚即位之分別
 如今文□即位以前已稱天皇又謂踐祚被移皇居其後得劍璽
 即位云然則準據尤可合之由所存也是凡天子之位一日不
 可曠政萬機悉亂云於今逢々之條萬事違亂之源也早速可
 有沙汰不可有異議者左大臣同參候云非一所兼光〇頭弁
 參上小時飯來云所申可然就中為征伐可奉立人主之條事
 了肝心也仍早可有立人主之事云先愚按次第之沙汰悉以
 違亂散々凡不能左右云未曾有之事也天下滅亡只此時也
 可悲云八月廿日壬子天晴此日有立皇事云不得劍璽踐

祚之例希代之珍事也

增鏡卷七

河門をとりまうりくより八十二代あり

て、後鳥羽院とヤあそくしき、所いゝるハ学成、たむた

高倉院身四北陸子云壽永二年八月廿日河幸四

りく位まつり女路ひたり、内侍所、神璽寶劍ハ讓位の

時必渡りことあむと、先帝能禁よりあそくしき、何子

バ、こたみそとめく三北神若るくしめつりしき、何子

なりぬくし、後より内侍所去りし北陸親をりつり、何り

能なりりしけむと、寶劍ハ法ひり先帝の海より入給り、時、

河門元暦元年七月廿日河即位、そ北不どの事為の

まゝありぬくし

○光嚴天皇

皇年代略記

光嚴院諱量仁云

元弘元年未九月廿日踐祚

九被下太上天皇○花園天詔命于時劔璽不渡之壽永之例也

十月六日渡劔璽自六波羅奉渡土御門東洞院皇居或說神璽

聊有子細云云○神器聊有子細トアルハ神器ノ

毘沙門堂所藏記 太上法皇○光嚴天云元弘元年九月廿

日踐祚云劔璽使 舊主皇○後醍醐天御隨身之間不及沙汰

今年十月五日自六波羅被渡土御門東洞院內裏○十月六日

重六波羅ヨリ土御門ノ皇居ニ渡シ奉ルトアル神璽ハ

真ノ神璽ニ非ラズ此ノ事委シクハ三種神璽ノ條ニ辨ズ

○光明天皇 光明院諱豐仁云 建武三年子丙八月十五日踐

祚七於權大納言良基卿押小路第有此儀合戰雖未止之依難

默止武家申行之年號又廢延元復建武三年云 以被行次第

事其儀供被摸壽永例云云同廿二日幸東寺以為御所十一月

二日賢所劔璽渡御自花山院被渡東寺行宮

毘沙門堂所藏記 法皇○光明天云建武三年八月十五日

踐祚云劔璽使 舊主皇○後醍醐天御隨身之間不及沙汰今

年十一月二日自花山院第舊主自山門被渡新主○十一月二

璽ハ真ノ劔璽ニ非ズ此ノ事委

レクハ三種神器ノ條ニ辨ズ

○崇光天皇 崇光院諱興仁云 貞和四年十月廿七日踐祚

五十 毘沙門堂所藏記 新院○崇光天云貞和四年十月廿七日

踐祚云劔璽使云○時ニ神器アリト雖ドモ真ノ神器ニ

三日後村上天皇ニ奉還ス

○後光嚴天皇

皇年代略記 後光嚴院諱彌仁云 觀應三年壬辰八月十七日

踐祚十五未立親王不立坊今日先立親王當日自持明院殿渡土御門殿

云今度不被行節會不及宣命不被渡劍璽以下每事新儀兼

日被問諸卿有此沙汰也堅固密儀也

毘沙門堂所藏記 後光嚴院云觀應三年八月十七日踐祚

云宣命劍璽不及沙汰皇ノ時ニ神器ハ後村上天

○後圓融天皇 皇年代略記 後圓融院諱緒仁云應安四年三月廿一日立

親王同廿三日父帝後光嚴先退本宮幸忠光卿室町原柳亭被行

親王冠禮并讓國之儀平安城宮遷御之後於城外里内被行此

儀之條今度為新儀歟 後深心院闕白記 應安四年三月廿三日陰云今日天皇後

光嚴天皇讓位也儲王後圓融親王王ニテ即於柳原内裏清涼殿有

御元服事云未刻節會始云云事了人人參新帝御所無劍璽渡御之

儀内侍所渡御云云○時ニ神器ハ後龜山天皇ノ吉野ノ宮ニアリ

○後小松天皇 皇年代略記 後小松院諱幹仁云永德二年四月七日著袴

十一日受禪皇ノ時ニ神器ハ後龜山天皇云明德三年閏七月三

日南方主皇後龜山天令和睦遷御于大覺寺令駕鳳輦三種神器

同渡御同五日神器等奉渡于里内土御門東洞院○後小松天

皇天皇米クヨ

皇位繼承餘論 皇位ハ子孫相承クルヲ以テ常規トスベキ議アリ

レ事

懷風藻葛野王傳 高市皇子薨後皇太后持統天引王公卿士於

禁中謀立日嗣時群臣各狹私好衆議紛紜王子葛野王弘文天

皇ナ長進奏曰我國家為法也神代以來子孫相承以襲天位若

皇ナ長進奏曰我國家為法也神代以來子孫相承以襲天位若

兄弟相及則亂從此興、仰論天心誰能敢測、然以入事推之聖嗣自然定矣、此外誰敢間然乎、弓削皇子在坐欲有言、王子叱之乃止、皇太后嘉其一言定國、特閱授正四位、拜式部卿、時年卅七

重祚ノ事

重祚ハ天皇再タビ皇位ヲ繼承スルヲイフ、重祚

ハ必ズ事故アリ、次下ニ舉ル所ヲ以テ其ノ概略ヲ

知ルベシ

齊明天皇 稱徳天皇

○齊明天皇 皇極天 皇再祚

齊明天皇紀 首條 天豐財重日足姫天皇 〇皇極天云 四年六月讓位於天萬豊日天皇

皇祖母尊、天萬豊日天皇後五年 〇後五年八月十月崩 皇祖母尊、天萬豊日天皇後五年 〇後五年八月十月崩

元年春正月甲戌皇祖母尊即天皇位於飛鳥板蓋宮 〇皇極天

德天皇ニ讓ル、因テ稱シテ皇祖母尊トイフ、孝徳天皇崩ズ、天皇因テ再祚ス、天皇再祚ノコト此ニ始ル

稱徳天皇 孝謙天 皇再祚

水鏡下卷 廢帝 〇淳仁天云 太上天皇 〇孝謙天 於たま

を位おつけんとらんことをかりし、官のあがぎをさして

國々へ遣して人の心をたぶらうし、関をたし兵をあこし、衆

もあつりたるあのをみ豊成の大臣を、終しやうし位を退け

たりけり、此事仲廣が罪なる事とより、孫ひぬ、豊成をよ

とのめく大臣の位を治り孫ひ、又あつの禪師 〇弓削道鏡

は、はらうまつるあり、極を足るふいと、言し、日世後を利

りし佛の御袈裟をきく、あはれども、世のまつりごとをせざ

るべき、あまび、佛も孫ひ國王位をつき孫ひんをり、善哉

戒を受よとこそを説おき孫ひたは、あまを思へば、厄とありて

大世のまつりごとをせん小何の障りあるべき、茲むバ帝
 の出家し〜いません小又出家し〜あらん大臣もあつて
 と思ひ〜あつて道鏡禪師を大臣禪師と位を授け奉る
 と能たまひせし〜十月九日太上天皇岳をお〜内裏を
 園三路ひ〜の宮の中へ候〜人々皆退去り〜の宮、帝
 母又其つらまつり人二三人をとりをお具〜、おちみ
 圖書寮の方にお〜立候〜り〜おちみ、お納言迎奉
 り〜、位をおろ〜、奉り由の宣命をバ續け奉り〜、
 ことむるハ位を保ち候〜べきうつを世のおおせぬおの世
 て、仲廣と同ト〜日世をおああらんとまつり候ひ
 たり、茲むバ帝位を退け候ひ〜親王の位を賜ふ〜、
 路の園へ流〜候ひ候ひきん〜候り〜候り〜あり
 同書 次のみつと稱徳天皇と申き、あれハ孝謙天皇乃又

うへりつき候へり〜あり天平寶字八年十月九日位まつ
 き候へ

重祚ニ似テ重祚ナラザル事

〇後醍醐天皇

増鏡卷十月右那

みやらゝを伯耆より北還時

〇後醍醐天皇ノ伯

還御ナリ〜世の中ひ〜めく、まづ東寺へ〜を
 ひ〜定めらる、二條の前のあた〜道名〜ありて
 冬り候へり、あつて内裏へ〜せ候へべき儀、重祚あど
 めて何る處もせど、靈石殿を所身子そへらせたまは
 たら遠き行幸の遠所乃式〜あり處き由定めらる云
 云六月六日東寺より常の行幸せし〜内
 〇後醍醐天皇ヲイ
 京へぞ〜せ候ひけり〜

神皇正統記下卷

六月四日

〇元弘三年

東寺に入らせ候へ

十一月既豐青尊崩云十一月百官大會皇太子億計取天皇
 之璽置之天皇〇顯宗天之坐再拜從諸臣之位曰此天皇之位
 有功者可以處之著貴蒙迎皆弟之謀也以天下讓天皇天皇顧
 讓以弟莫敢即位又奉白髮天皇先欲傳兄立皇太子前後固辭
 曰云所貴為人弟者奉兄謀逃脫難照德解紛而無處也即有
 處者非弟恭之義弘計不忍處也兄友弟恭不易之典聞諸古老
 安自獨輕皇太子億計曰白髮天皇以吾兄之故舉天下之事而
 先屬我我其羞之惟大王〇顯宗天道建利道聞之者歎息彰顯
 帝孫見之者殞涕憫憫搢紳祈荷戴天之慶哀哀黔首悅逢履地
 之恩是以克固四維永隆萬業功隣造物清猷映世超哉邈矣粵
 無得而稱雖是曰兄豈先處乎非功而據咎悔必至吾聞天皇不
 可以久曠天命不可以謙拒大王以社稷為計百姓為心發言慷
 慨至于流涕天皇於是知終不處不逆兄意乃聽而不即御坐世

嘉其能以實讓曰宜哉兄弟怡怡天下歸德篤於親族則民興仁
 元年春正月己巳朔大臣大連等奏言皇太子億計〇仁賢天聖
 德明茂奉讓天下陛下〇顯宗天正統當奉鴻緒為郊廟主承續
 祖無窮之烈上當天心下厭民望而不肯踐祚遂令金銀蕃國群
 僚遠近莫不失望天命有屬皇太子推讓聖德彌盛福祚禮章在
 孺而勤謙恭慈順宜奉兄命承統大業制曰可乃召公卿百僚於
 近飛鳥八鈞宮即天皇位百官陪位者皆忻忻焉

皇太子及皇子剔髮レテ皇位ノ繼承ヲ辭セシ事

古人大兄皇子 大海人皇子

〇古人大兄皇子

孝德天皇紀條首 四年〇皇極天皇ノ四年ニシテ六月云天
 豐財重日足姬天皇〇皇極天授爾綬綬禪位策曰咨爾輕皇子孝
 德天皇云輕皇子再三固辭轉讓於古人大兄更名古人曰大

皇位繼承篇 卷之六

兄命是昔天皇○舒明天所生而又年長以斯二理可居天位於是古人大兄避座遂巡拱手辭曰奉順天皇聖旨何勞推讓於臣臣願出家入于吉野勤修佛道奉祐天皇辭訖解所佩刀投擲於地亦命帳內皆令解刀即自詣於法興寺佛殿與塔間剔除髻髮披著袈裟由是輕皇子不得固辭升壇即祚

○大海人皇子

天智天皇紀 十年十月庚辰天皇疾病彌留勅喚東宮○天武引入卧内詔曰朕疾甚以後事屬汝云云於是再拜稱疾固辭不受曰請奉洪業付屬太后○倭姬王令大友王奉宣諸政臣請願奉為天皇出家脩道天皇許焉東宮起而再拜便向於内裏佛殿之南踞胡牀剃除髻髮為沙門

天皇皇族ニ命ジテ皇位ヲ繼承セシメント欲シ豫テ後事ヲ付囑セシ事

○市邊押磐皇子

雄略天皇紀首條 三年○安康天皇冬十月癸未明天皇○雄略恨穴穗天皇○安康天皇曾欲以市邊押磐皇子傳國而遙付囑後事云云

皇子ノ皇后ヲシテ皇位ヲ繼承セシメントセシ事

皇后春日山田皇女 皇后倭姬王

○皇后春日山田皇女

欽明天皇紀首條 四年○宣化天皇冬十月武小廣國押盾天皇○宣化天皇崩皇子天國排開廣庭天皇○欽明天令群臣曰余幼年淺識未閑政事山田皇后○山田皇后仁賢天皇○皇后明開百揆請就而決山田皇后怖謝曰妾蒙恩寵山海詎同萬機之難婦女安預今皇子○欽明天者敬老慈少禮下賢者日中不食以待士加以幼而穎脫早擅嘉聲性是寬和務存矜宥請諸臣等

早令登位光臨天下冬十二月甲申天國排開廣庭皇子即天皇位

〇皇后倭姬王

天智天皇紀 十年十月庚辰天皇疾病彌留勅喚東宮〇天武天皇ヲ引入卧内詔曰朕疾甚以後事屬汝云於是再拜稱疾固辭不受曰請奉洪業付囑太后〇倭姬王ノ女ニシテ天智天皇ノ皇后十令大友王奉宣諸政臣請願奉為天皇出家脩道天皇許焉

